



勝手な病欠指定? 病欠の特休への変更? でたらめな勤務指定の根拠を示せ

すでに新幹線プレス第616号であきらかにしたように、新横浜駅組合員が診断書により病欠となった期間外の日を病欠とされ、さらに「無理をさせたくない」とか「不利益にならないように」などという理由で病欠が特休に変更されるというでたらめな取り扱いについて、昨日会社に緊急申し入れを行いました。

申し入れの主旨

- ① 12月25日に指定した1月31日の泊まり勤務は就業規則第55条により欠勤に変更になったはずなのに、駅管理者が「12月25日に指定した1月の勤務では31日は泊まり勤務なので2月1日も自動的に病欠となる」という説明は、誤りである。そうでないのなら就業規則・諸規定の何を持ってそう言うのかあきらかにすること。
- ② 新幹線鉄道事業本部は新幹線地本に対し、「徹夜、明けは別々とはならない、休みを取ったら二暦日休みとなるということが人事課としての責任を持つての回答である。」と発言した。就業規則・諸規定の何を持ってそう言うのかあきらかにすること。
- ③ 当該社員に勤務認証が病欠となるという間違っただけの取り扱いを説明したことに対して謝罪すること。
- ④ 新幹線鉄道事業本部は新幹線地本に対して、病欠とした勤務認証について「人事課として責任持つての回答」と言ったにもかかわらずその回答が変更されたのか。
- ⑤ 管理者は病欠を特休に変更した理由について人事課からの連絡として「無理をさせたくない」と説明しているが、就業規則・諸規定の何を根拠にそう言うのかあきらかにすること。
- ⑥ 管理者は病欠を特休に変更した理由について人事課からの連絡として「不利益にならないように」と説明しているが、就業規則・諸規定の何を根拠にそう言うのかあきらかにすること。
- ⑦ 「無理をさせたくない」のならば特休ではなく就労制限が妥当であるのに、なぜ特休としたのか明確にすること。